

公布した規則一覧

令和8年

公布 番号	規則名
1	杉並区子ども・子育て支援給付に関する規則の一部を改正する規則
2	杉並区契約事務規則の一部を改正する規則
3	杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則
4	杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
5	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区子ども・子育て支援給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月7日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第1号

杉並区子ども・子育て支援給付に関する規則の一部を改正する規則

杉並区子ども・子育て支援給付に関する規則（平成26年杉並区規則第87号）の一部を次のように改正する。

第16条を第21条とし、第15条の次に次の5条を加える。

（乳児等支援給付認定申請書）

第16条 府令第28条の22第1項の申請書は、乳児等支援給付認定申請書（第14号様式）によるものとする。

（乳児等支援給付認定申請却下通知書）

第17条 区長は、法第30条の15第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った者が乳児等支援給付を受ける資格を有すると認められないときは、乳児等支援給付認定申請却下通知書（第15号様式）により、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

（乳児等支援給付認定取消通知書）

第18条 府令第28条の25第1項の規定による通知は、乳児等支援給付認定取消通知書（第16号様式）により行うものとする。

（乳児等支援給付認定変更届）

第19条 府令第28条の26第1項の届書は、乳児等支援給付認定変更届（第17号様式）によるものとする。

（乳児等支援給付認定証再交付申請書）

第20条 府令第28条の27第2項の申請書は、乳児等支援給付認定証再交付申請書（第18号様式）によるものとする。

第13号様式の次に次の5様式を加える。

乳児等支援給付認定申請書

杉並区長 宛

子ども・子育て支援法第30条の15第1項の規定により、以下のとおり乳児等支援給付認定の申請をします。

申請者（保護者） （法人の場合は、法人の 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地）	フリガナ				生年月日	児童との 続柄
	氏名					
	現住所	〒				
	本年1月1日時 点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒			
	前年1月1日時 点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒			
	電話番号			メールアドレス		

乳児等支援給付の認定を 受けようとする児童	確認を希望する児童の数						
	フリガナ				生年月日	性別	
	氏名						
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				申請者との 続柄
	1 障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る 手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金			
	その他配慮すべき事項 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細				
	フリガナ				生年月日	性別	
	氏名						
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				申請者との 続柄
	2 障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る 手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金			
	その他配慮すべき事項 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細				
	フリガナ				生年月日	性別	
	氏名						
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				申請者との 続柄
	3 障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る 手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金			
	その他配慮すべき事項 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細				

第 号
年 月 日

様

杉並区長



乳児等支援給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等支援給付認定の申請については、
下記の理由で却下したので通知します。

記

児 童 氏 名	
保 護 者 氏 名	
理 由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

杉並区長



乳児等支援給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により、下記のとおり乳児等支援給付認定を取り消したので、通知します。

記

認 定 番 号		
児 童	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
取 消 年 月 日		
認 定 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
取 消 し の 理 由		

認定証を 年 月 日までに へ返還してください。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

杉並区長 宛

届出者氏名

乳児等支援給付認定変更届

子ども・子育て支援法第30条の17の規定により、次のとおり乳児等支援給付認定の変更を届け出ます。

フリガナ		メールアドレス	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他
------	---

変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏 () <input type="checkbox"/> 変更前の住所 () <input type="checkbox"/> 変更前の電話番号 () <input type="checkbox"/> その他変更事項 ()
------	--

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等 <input type="checkbox"/> 引越し <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

年 月 日

杉並区長 宛

乳児等支援給付認定証再交付申請書

住 所

保護者氏名（続柄） ()

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号 ()

（法人の場合は、法人の名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地）

下記のとおり、乳児等支援給付認定証の再交付を申請します。

記

申請に係る児童氏名（続柄）

生 年 月 日 年 月 日

申請の理由 (該当するものに○)	1 汚損・破損 2 紛失 3 その他 (具体的な状況)
---------------------	--------------------------------

※これまで使用していた乳児等支援給付認定証を添付すること（紛失を除く。）。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第14号様式及び第15号様式による用紙については、この規則の施行の日前においても使用することができる。

杉並区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第2号

杉並区契約事務規則の一部を改正する規則

杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項及び第28条中「130万円」を「200万円」に改める。

別表の1の項中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同表の2の項中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同表の3の項中「400,000円」を「800,000円」に改め、同表の4の項中「300,000円」を「500,000円」に改め、同表の6の項中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の1の項から4の項まで及び同表の6の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第26条第1項、第28条及び別表の規定は、令和8年4月1日以後に締結する契約について適用する。

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第3号

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則
杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則（昭和38年杉並区規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

	1,300,000円を超え 30,000,000円未満 (工事の請負に係る契約の内容 に変更があり、変更後の当 該契約の金額が30,000, 000円以上の場合を含む。)	総務部経理課長
	500,000円を超え1, 300,000円以下	政策経営部長（政策経営部 営繕課にあつては、総務部 経理課長） 区民生活部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 都市整備部長 環境部長 会計管理室長 教育委員会事務局次長 総務部経理課長
	500,000円以下	杉並区契約事務規則（昭和 39年杉並区規則第19 号。以下「契約事務規則」 という。）第2条第1項に 定める課長

を

	2,000,000円を超え 30,000,000円未満 (工事又は製造の請負に係る 契約の内容に変更があり、変 更後の当該契約の金額が3 0,000,000円以上と なる場合を含む。)	総務部経理課長
	2,000,000円以下	杉並区契約事務規則（昭和

に、

		39年杉並区規則第19号。以下「契約事務規則」という。)第2条第1項に定める課長
--	--	--

	500,000円を超え30,000,000円未満 (契約の内容に変更があり、変更後の当該契約の金額が30,000,000円以上の場合を含む。)	総務部経理課長
	500,000円以下	契約事務規則第2条第1項に定める課長

	1,000,000円を超え30,000,000円未満 (契約の内容に変更があり、変更後の当該契約の金額が30,000,000円以上となる場合を含む。)	総務部経理課長
	1,000,000円以下	契約事務規則第2条第1項に定める課長

	800,000円を超え10,000,000円未満 (契約の内容に変更があり、変更後の当該契約の金額が10,000,000円以上の場合を含む。)	総務部経理課長
	500,000円を超え800,000円以下	政策経営部長 区民生活部長 保健福祉部長 子ども家庭部長 都市整備部長 環境部長 会計管理室長 教育委員会事務局次長 総務部経理課長
	500,000円以下	契約事務規則第2条第1項に定める課長

	1,500,000円を超え10,000,000円未満 (契約の内容に変更があり、変更後の当該契約の金額が10,000,000円以上と	総務部経理課長
--	---	---------

を

に、

を

	なる場合を含む。)		に、
	1,500,000円以下	契約事務規則第2条第1項に定める課長	

「前各欄以外」を「前各項以外の契約」に、

	400,000円を超え30,000,000円未満 (物件の借入れに係る契約の内容に変更があり、変更後の当該契約の金額が30,000,000円以上の場合を含む。)	総務部経理課長	を
	400,000円以下	契約事務規則第2条第1項に定める課長	

	800,000円を超え30,000,000円未満 (物件の借入れに係る契約の内容に変更があり、変更後の当該契約の金額が30,000,000円以上となる場合を含む。)	総務部経理課長	に、
	800,000円以下	契約事務規則第2条第1項に定める課長	

「(前各欄)」を「(前各項)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月30日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第4号

杉並区立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立自転車駐車場条例施行規則（平成6年杉並区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「それぞれ所定額」を「当該各号に定める額」に改め、同項第2号ア及びイ中「使用料」の次に「の額」を加え、同項に次の1号を加える。

（3） 定期使用の使用期間中に、駐車場の定期使用者の責めに帰することができない事由により当該駐車場の使用が不能となった日がある場合 次に掲げる額

ア 1月を単位とする定期使用 全額

イ 3月を単位とする定期使用 既納の使用料を3で除した額に、当該駐車場の使用が不能となった期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの月数（以下「使用不能月数」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。以下この号において同じ。）

ウ 6月を単位とする定期使用 既納の使用料を6で除した額に、使用不能月数を乗じて得た額

第6号様式中「あて」を「宛」に、「使用不要期間」を「使用^{不要}不能_{不能}期間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第6号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月30日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第5号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年杉並区規則第77号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「プラスチック製容器包装」を「プラスチック使用製品（ペットボトルを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。